

東証における先物取引のT d e x +システムへの移行に伴う制度改正について

平成22年11月24日
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
<p>趣旨</p> <p>改正の概要</p> <p>1. 清算値段関係</p> <p>(1) 清算値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における先物取引が現行の派生売買システムからT d e x +システムに移行されることに伴い、当社は、先物取引に係る清算値段の設定方法を変更する等、一部改正を行う。 ・ 国債証券先物取引及び指数先物取引（配当指数先物取引を除く。）については、限月取引の区分に応じて次のとおり清算値段を定める。ただし、当該値段が適当でないと認められる場合には、当社がその都度定める値段を清算値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 中心限月取引、中心限月取引より期近の限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午後立会終了時における板寄せ方式による取引において約定が成立した場合は、当該約定値段 (b) 午後立会終了時における板寄せ方式による取引において約定が成立しない場合は、午後立会終了時における東証が定める呼値可能値幅の参照値段、理論価格、当該限月取引と中心限月取引との間の約定スプレッド値段及び理論スプレッド値段を勘案し当社が定める値段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引とは、東証における国債証券先物取引及び指数先物取引をいう。 ・ 東証における本システム移行に係る制度改正については、東証公表の「T d e x +システム移行に伴う先物取引制度の一部改正について」を参照。 ・ 指数先物取引については、「清算値段」を「清算指数」と、「約定値段」を「約定指数」と、「緊急清算値段」を「緊急清算指数」と読み替える。（以下同じ）。 ・ ミニ取引の清算値段については、現行どおり当該ミニ取引と同一限月のラージ取引の清算値段と同一とする。 ・ 東証が定める呼値可能値幅の参照値段とは、各限月取引について呼値を行うことができる一定の値幅を定める際に、当該値幅の中心となる値として東証が算出した値段のことをいう。 ・ 約定スプレッド値段とは、東証がストラテジー取引の一部として定める限月間スプレッド取引において成立し

項目	内容	備考
<p>(2) 緊急清算値段</p>	<p>b 上記 a に掲げる限月取引以外の限月取引 中心限月取引の清算値段に当該限月取引と中心限月取引の間の約定スプレッド値段及び理論スプレッド値段を勘案して当社が定める値を加減して得た値段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配当指数先物取引については、次の順位に従い清算値段を定める。ただし、当該値段が適当でないと認められる場合には、当社がその都度定める値段を清算値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午後立会終了前の当社が定める時間以降に立会において成立した最終の約定値段 (b) 午後立会終了前の当社が定める時間における最優先売り呼値及び買い呼値の平均値 (c) 午後立会終了前の当社が定める時間より前における当該取引日の立会による最終約定値段 (d) 中心限月取引及び直近の限月取引については前日の清算値段、その他の限月取引については当該限月取引の前日の清算値段に中心限月取引の前日の清算値段と中心限月取引の当日の清算値段の差を加えた値段 ・ 国債証券先物取引及び指数先物取引（配当指数先物取引を除く。）については、限月取引の区分に応じて次のとおり緊急清算値段を定める。ただし、当該値段が適当でないと認められる場合には、当社がその都度定める値段を緊急清算値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 中心限月取引、中心限月取引より期近の限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前立会終了時における板寄せ方式による取引において約定が成立した場合は、当該約定値段 (b) 午前立会終了時における板寄せ方式による取引において約定が成立しない場合は、午前立会終了時における東証が定める呼値可能値幅の参照値段、理論価格、当該限月取引と中心限月取引との間の約定スプレッド値段及び理論スプレッド 	<p>た約定値段のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引又は指数先物取引のうち、当社が定める限月取引について、前取引日の清算値段と左記 a (a) 又は (b) に掲げる値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合に緊急証拠金の預託が求められることとなる。

項目	内容	備考
<p>2. ストラテジー取引により成立した約定の清算システムにおける取扱い</p> <p>・ 実施時期</p>	<p>レッド値段を勘案し当社が定める値段</p> <p>b 上記 a に掲げる限月取引以外の限月取引</p> <p>中心限月取引の緊急清算値段に当該限月取引と中心限月取引の間の約定スプレッド値段及び理論スプレッド値段を勘案して当社が定める値を加減して得た値段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配当指数先物取引については、次の順位に従い緊急清算値段を定める。ただし、当該値段が適当でないと認められる場合には、当社がその都度定める値段を緊急清算値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前立会終了前の当社が定める時間以降に立会において成立した最終の約定値段 (b) 午前立会終了前の当社が定める時間における最優先売り呼値及び買い呼値の平均値 (c) 午前立会終了前の当社が定める時間より前における当該取引日の立会による最終約定値段 (d) 中心限月取引及び直近の限月取引については前日の清算値段、その他の限月取引については当該限月取引の前日の清算値段に中心限月取引の前日の清算値段と中心限月取引の当日の緊急清算値段の差を加えた値段 ・ 先物取引の T d e x + システム移行後は、ストラテジー取引により成立した取引については、個別限月取引において成立した約定として清算システム (C M F 端末) 上で取り扱われる。 ・ 平成 2 3 年秋を目途に実施する (東証における制度導入時期に同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、スプレッド取引に係るデータとして C M F 端末「取引明細 (スプレッド) 照会」画面に出力されているデータについては、移行後は「取引明細 (先物) 照会」画面に各限月取引の取引データとして出力されることとなる。

以上